

## 新旧対照表

## ○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 8 年規則第 75 号）

旧	新
<p>第一条～第五十四号（略）</p> <p>（飲食店営業等）</p> <p>第五十五条 条例第八十四条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業</p> <p>二 食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定する喫茶店営業</p> <p>三 専らカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）を客に使用させる営業</p> <p>第五十六条～第六十四号（略）</p>	<p>第一条～第五十四号（略）</p> <p>（飲食店営業等）</p> <p>第五十五条 条例第八十四条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>二 専らカラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）を客に使用させる営業</p> <p>第五十六条～第六十四号（略）</p> <p><u>附 則（令和五年規則第九号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>一 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>二 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対する第五十五条の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>